

平成31年2月18日

第20回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 平成31年2月18日(月)午後1時30分
2. 会 場 市民会館 301号室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆      5番 加藤 良子      6番 宍戸 忠一  
7番 渡邊 敏明      8番 加藤 功      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春      11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴  
13番 佐藤ミツエ      14番 渡邊 賢一      15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子      17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一      20番 黒澤喜久夫      21番 齋藤 貴裕  
22番 宍戸 薫      23番 鈴木 顯典      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者  
事務局 長 石川 英弥  
庶務係 長 遠藤 彰      主 査 羽田 瑠美  
農地係 長 阿部 裕一      主 査 梅宮 央樹

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 平成31年度 農作業賃金・農作業料金標準額について
- 第7号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 許可の条件を履行したことの証明について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、進行を会長をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 欠席の報告ありません。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第20回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

9番：油井 妙子 委員、21番：齋藤 貴裕 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(105件)】

合計105件、平成31年2月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件の計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から6番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 区域番号1番、整理番号1番から6番のご説明をいたします。1番及び3番は譲受人がNPO法人で、福祉事業として農作業を通じた就労継続支援を行うもので、「政令(農地法施行令第2条)で定める相当の事由」である、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する。」と認められているため、不

許可の例外にあたり、もともと法人代表が耕作していた土地であり、区域協議会では問題なしと判断しました。2番は、経営移譲年金再設定のため、子に使用貸借権設定するものです。4番は経営規模の拡大で、譲渡人は高齢のため耕作をすることができず、近くを耕作する譲受人に所有権を移転するものです。5番と6番は自作地の交換でお互い耕作地近くの農地を譲渡するものです。いずれも営農されている専業農家の方で野菜等を作る計画であることから、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号7番から4ページ、11番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号7番から11番についてご説明申し上げます。7番は、譲渡人は市外の方で耕作できず、譲受人は自作地続きで耕作利便ということで問題なし。8番は譲受人が経営規模の拡大で大豆を作るとのことで問題なし。9番は譲受人が自作地続きで耕作利便のため、問題なし。10番は譲渡人が体を悪くして耕作できず隣地を耕作している譲受人に所有権移転して、りんごを作るということで、問題なし。11番は譲渡人が農業をやっておらず、譲受人の農業経営の現状を維持するため所有権の移転をするもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 区域番号5番、整理番号13番及び14番についてご説明いたします。13番についてですが、譲渡人の夫が亡くなり耕作できなくなったものを譲り受けるもので、経営規模の拡大で問題なし、14番は耕作できない譲渡人の農地を譲受人が経営規模の拡大で耕作するもので区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番から14番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用3件で、市処分案件です。申請にあたっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農状況へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号1番及び2番についてご説明します。1番は、先代が30年前に建てたホテルの拡張敷地で、測定の結果、農地に一部はみ出していたことが判明したものです。2番も関連案件で農家住宅の拡張敷地で奥にある宅地に入るために、通路が必要で、区域協議会では許可相当ということで判断いたしました。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 区域番号5番、整理番号3番は、造園業を営んでいる譲受人が植えているツツジの花を見に観光客が多数来るとのことです。その際、道路に車を止めて交通の妨げになっており、それを避けるための客用駐車場と職員専用の露天駐車場敷地で、山林を併用地として使用するので営農状況に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件の計8件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農状況へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番についてご説明します。1番は、譲渡人は高齢で営農できず、譲受人が太陽光発電施設敷地で使用するもので、周辺は山林で営農状況に支障をきたす恐れもないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号2番は、集落接続事業による一般住宅敷地で、都市計画法における34条の11に該当する地区で、周辺も宅地化しており、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号3番は、分家住宅敷地で、実家の隣で道路に囲まれた農地で営農状況に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号4番は、一般住宅敷地で、4号国道の近くで2種農地と山林の併用地であり、周辺農地の営農状況に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号5番及び7ページ、6番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号5番及び6番についてご説明いたします。5番は譲受人が駐車場敷地として転用するもので、バイパス沿いで周辺農地に支障はなく区域協議会では許可相当と判断いたしました。6番は孫の分家住宅敷地で、周辺農地に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、審議の程よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号7番及び8番についてご説明いたします。7番は以前に農振除外の手続きをした土地で、宅地分譲敷地115区画の計画であります。併用地を含めて42,000㎡を超える大きな計画になります。周辺住民への説明会も行われており、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では許可相当と判断いたしました。8番は土地改良のための一時転用で、7番の北側の今ある小さい水田を耕作しやすいよう整備するもので区域協議会では許可相当と判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件について、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	8ページをご覧ください。議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。
	証明願出に基づき、地区担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
	区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	区域番号4番、整理番号1番についてご説明申し上げます。11月22日に事務局と現地確認をいたしました。自宅の隣接地で農業用倉庫と農業用トラック置場として施設の概要通り利用されていることを確認いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第4号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号農地法第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について福島市長より意見を求められた案件です。 福島県農業振興公社への貸付分8件、30,604㎡、JAふくしま未来・農地利用集積円滑化団体への貸付分1件、1,500㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 議案書10ページ、区域番号4番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	区域番号4番、整理番号1番から3番について、譲渡人は高齢で耕作することができず、設定を受ける者はいずれも専業農家で区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書11ページ、区域番号6番、整理番号4番から6番の3件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号4番から6番について説明いたします。いずれも譲渡人が高齢や病気のため耕作できず、設定を受ける者は専業農家で問題なしと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。



農地係長	12ページ、区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件ですが、いずれも高齢により所有者の耕作が難しく、設定を受ける者が法人で営農を行えるとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書13ページ、JAふくしま未来分ですが、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	区域番号2番、整理番号1番について、譲受人が自作地近くで営農しており区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に経営近代化対策小委員会委員長である19番、渡邊友一委員から報告をお願いします。
19番	議案第6号、平成31年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第17回総会において、経営近代化小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。 その後、実態調査を行いまして、1月18日に開催された第19回総会終了後、同会場におきまして小委員会を開催いたしました。 委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、県内他市町の標準額、消費者物価指数、最低賃金等の動向等も踏まえて検討をいたしました結果、平成31年度については議案第6号のとおり取りまとめましたので報告いたします。以上です。
議長	只今、渡邊友一小委員会委員長より小委員会での経過について報告をいただきました。 引続き、議案第6号について、事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案第6号、平成31年度農作業賃金・農作業料金標準額については、只今渡邊友一小委員会委員長よりご説明をいただいた通りでございますが、詳細につきましては「議案書」のとおりです。大きな変更箇所は、4つあります。1つ目は草刈り作業についてで、1時間単位

と10a単位の2つの区分に変更いたしました。2つ目は農作業料金中のバインダーとハーベスタの項目を削除しました。3つ目は乾燥・調整の摘要欄に色彩選別の項目を加えました。4つ目は畑作業の項目にブロードキャスターとマニアスプレッターを追加しました。また注釈の労働能力の記載に性別の項目がありますが、男女差別ととられかねないものなので削除したいと思います。ご協議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。また、事務局から提案ありました性別の項目は削除でよろしいですか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号、平成31年度農作業賃金・農作業料金標準額について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

庶務係長 16ページをご覧ください。議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、新規認定、認定農業者の再認定、変更について福島市長より意見を求められた案件です。

議案書17ページ、認定農業者新規分ですが、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番でございますが、ブルーベリー等を栽培しております。今後は農地を増やしてリンゴ、ブドウ等を栽培し、長期安定を図り、労働力を増やして、積極的に営農する意欲のある方で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号4番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号2番から4番のご説明をいたします。2番は後継者として積極的に営農しており、3番は新規申請ではありますが地域のリーダーとして活躍しております、4番は父と二人で営農するもので特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号5番についてご説明いたします。実家に戻ってのUターンでの新規営農で、ネギの作付の準備をしております。地区でも温かく見守っていくとの方針で特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 次に、再認定ですが、区域番号4番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号1番から4番についてご説明いたします。1番は父の代から果樹で営農しており、2番は地元のために貢献するための再登録です。3番は地域のリーダーとして活躍しており、4番は専業農家で夫婦二人で営農しており特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号5番、整理番号5番から19ページ、8番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 議案第7号、再認定区域番号5番、整理番号5番の案件につきましては、私事に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により一時退席いたします。

議長 議事を一時休議します。15番、一時退席願います。

15番 〔一時退席する。〕

議長 それでは議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号5番から8番までご説明いたします。再認定であり5番から7番は農業賞を受賞した方で、8番は親子で広く営農しており特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号7番、整理番号9番から21ページ、17番までの9件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長	24番（発言を許可する。）
24番	9番から17番までご説明します。いずれも地域の農業の中核を担い、経営改善計画のとおり達成可能で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	22ページ、変更分ですが、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号1番についてご説明します。親子関係の共同申請で代表者が子に変更になるもので、経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号2番についてご説明します。この時期は夫婦で協力して冬野菜を栽培しております。経営改善計画のとおり共同で経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番と同じく代表者の変更になるのでしょうか。
議長	事務局説明願います。
庶務係長	単独申請から共同申請に変更するものです。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号3番についてご説明します。子の共同申請で、複合経営を行っており、地区でも有数の中核農家で、経営改善計画のとおり経営予定であり、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕

議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	議案書23ページ、認定新規就農者分ですが、区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号1番についてご説明いたします。現状27aでワイン用のブドウを耕作し、経営改善計画には5年後には苗木等確保し100aを営農する予定で、二人でワイナリーを開いていきたいとのことで、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	24ページ、認定新規就農者変更分ですが、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号1番につきましては、一人で露地野菜を作っておりましたが、ハウスを作って施設園芸をし、夫婦で登録するもので特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	前回と経営面積は変わらないが、妻であれば理由等が特になくても新規で追加できるのか。説明が足りないのではないか。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	今回の改善計画では施設園芸が追加され、施設での集約的栽培と露地野菜の栽培であれば労働力がさらに必要となることから区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	事務局からも説明願います。
庶務係長	家族経営協定を結んでの共同申請への変更申請と認識しております。
1番	共同経営の場合の記載の仕方はもう少しわかりやすくして頂きたい。
庶務係長	次回以降検討いたします。
議長	そのほかご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号2番についてご説明します。親子で営農していたものが、経営改善計画のとおり独

立して一人でブドウの栽培に取り組む予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

8番 議長8番(発言を求める。)

議長 8番(発言を許可する。)

8番 個人と共同申請の認定農業者について、どのような差があつて、どのようなメリット・デメリットがあるのかご教示願いたい。

議長 事務局説明願います。

庶務係長 確認の上、次回の総会でご説明いたします。

議長 そのほかご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第7号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

15番が入室しますので、議事を一時休議いたします。

15番 [入室、着席する。]

議長 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書25ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番の1件、区域番号3番、整理番号3番の1件、区域番号4番、整理番号4番から6番までの3件、区域番号7番、整理番号7番から26ページ、12番までの6件、以上12件について、記載内容の受理を行っております。

議案書27ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、区域番号6番、整理番号5番の1件、28ページ区域番号7番、整理番号6番の1件、以上6件について記載内容の受理を行っております。

議案書29ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から30ページ、6番までの5件、区域番号3番、整理番号7番から9番までの3件、区域番号4番、整理番号10番の1件、31ページ、区域番号6番、整理番号11番の1件、以上11件について記載内容の受理を行っております。

議案書32ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について、区域番号6番、整理番号1番の1件について、記載内容の受理を行っております。

議案書33ページ、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番及3番の2件、区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、34ページ、区域番号6番、整理番号6番から9番までの4件、区域番号7番、整理番号10番の1件、以上10件について記載内

	容の受理を行っております。
	議案書35ページ、報告第6号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号5番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の証明を行っております。報告は以上です。
議長	只今の報告について、ご質問等ございませんか。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	1番(発言を許可する。)
1番	報告第6号整理番号2番について個人の申請で墓地敷地となっているが、法律上問題ありませんか。
24番	議長24番(発言を求める。)
議長	24番(発言を許可する。)
24番	昭和56年に共同墓地の敷地として申請したが、墓地の整理の段階で地目変更と所有者変更をしていないことが判明し証明申請があったものです。申請時の個人名が記載されているが、現在は共同墓地の一角となっており、共同墓地の所有となるので問題はないと思われま
議長	そのほかご意見、ご質問ございませんか。
	[質問等なし。]
議長	ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。
	次に、1月28日に福島テルサにおいて、農業委員会と認定農業者会との意見交換会を開催しましたので、大宮職務代理より報告をお願いします。
会長職務代理	出席者は福島市認定農業者会から10名、ふくしま未来農業協同組合の福島地区から1名、福島市農政部農業振興室から4名、農業委員会事務局から4名の方々にお集まりいただきました。内容については、30年度の農地利用最適化推進施策に対する市の対応について、農業振興室長より説明いただき、31年度の見解については農業委員会の事務局より説明がありました。次にふくしま未来農業協同組合より事業実施計画について説明がありました。意見交換会の内容については、支援事業について、農業振興室長より説明があり、今回は機械の導入支援について補助したが、次回は灌水対策について補助していく旨の説明がありました。また、今後は何かに特化したものからテーマを変えながら検討していく旨の説明がありました。
	収入保険制度についても質問がありましたが、市としては利用状況を検証しながら支援促進策を考えていきたいと話がありました。耕作放棄地の山手の農地を原野化したらどうかと意見もあり、農業委員会事務局から守るべき農地と農業がままならない農地として分けて考えるべきとの説明もあり、会長からも遊休農地の調査も終わり、現在所有者からの利用意向調査を行っており、調査結果を受けて農業委員会としてどう判断していくかを決めていかねばならないとお話がありました。また、経営移譲についてですが、どうやっていいかわからないとの意見もあり、市としては講演会等で考慮していきたいと室長より説明がありました。
	活発な意見があり、懇親会も盛り上がり大変有意義な意見交換会となりました。来年度も同じように進めていきたいと思えます。
議長	次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。
農地係長	追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様から何かございませんか。  
〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。  
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 〔大宮職務代理より閉会の言葉〕

議長 慎重審議ありがとうございました。  
これで、第**20**回総会を終了いたします。

(午後3時15分)



平成31年2月18日

これは、福島市農業委員会第20回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 9番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 21番 \_\_\_\_\_